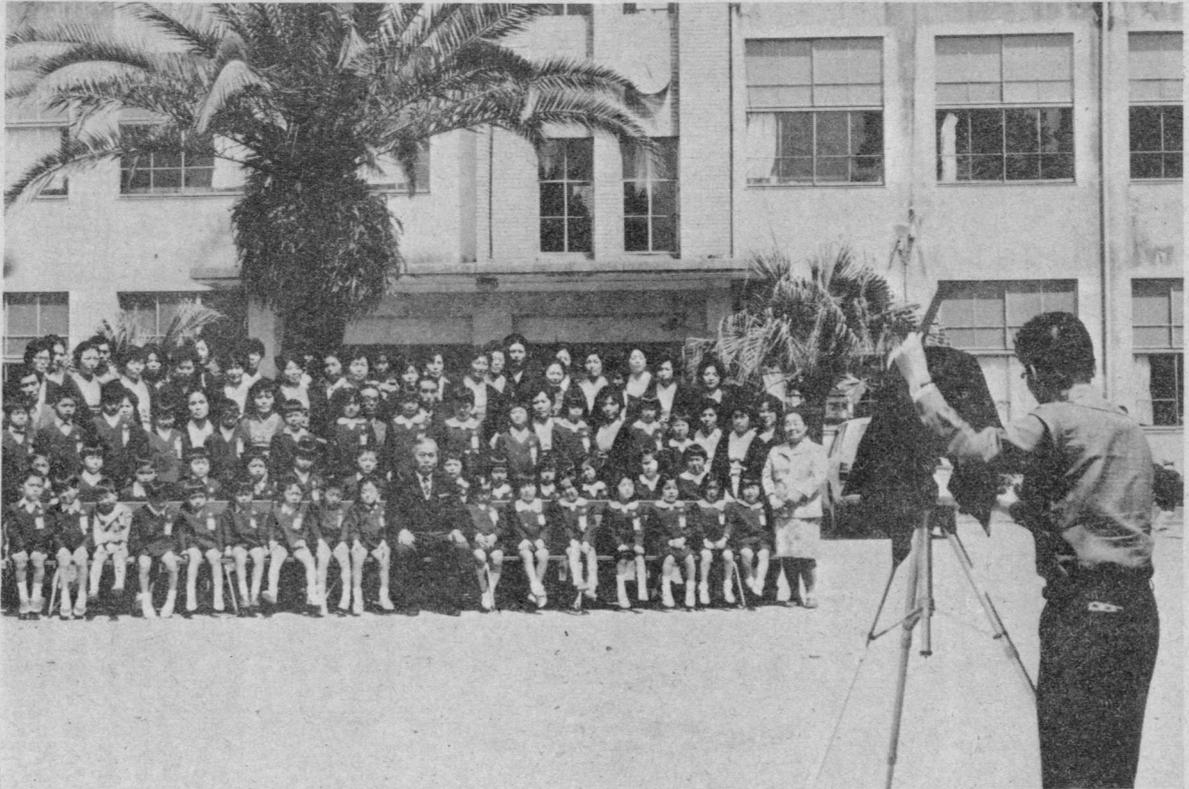


◎ 広報ひゅうが

人 口

(4月1日現在)

男	24,631人	133人減
女	27,728人	142人減
計	52,359人	275人減
世帯数	15,134	1 増



○……………として保存しましょう……………○

— 今月の納付 —	
● 固定資産税	第1期
● 軽自動車税	全 期

昭和50年

4 月 号

きょうから一年生

小学校の入学式は、四月九日、市内九つの学校でいっせに行われました。ことし入学したのは、九百八十六人のよい子たちです。

この日を楽しみにしていた子どもたちは、おとうさんやおかあさんにつれて、元気に入學しました。

昭和五十年年度一般会計

四十二億五千五百九十一万円

昭和五十年年度の日向市の施政方針を決める議会です。三月三十一日号でお知らせしたように市長の基本的な考え方がのべられ、それに対して市議会議員から市政にとり組む全般的な問題について質問が行われる予定でしたが、市長が急病のため、この質問はとりやめられることになりました。

この議案の審議は、市長が必ず出席しなければ審議されないというものではありませんが、議会で一部日程などの変更をして、当初の予定どおり三月二十七日全部の議案を原案どおり可決して閉会しました。

（市税、分担金および負担金、使用料手数料、財産収入金など）が十七億五千二百三十五万円、総体の四十一、二割。国に依存する財源（地方交付税、国庫支出金、市起債など）は二十五億三千五百六十六万円、構成比五十八、八割となっています。

市税の内訳をみますと、「固定資産税」がトップで六億五千六百五十万円、市税に占める割合は五十二、六割。次に「市民税」で三億七千三百三十九万円、二割九、八割。その次に大きいものは「たばこ消費税」の一億一千七百二十万円、四割を占めています。あとは「電気税」六千五百九十二万円、五、三割、「軽自動車税」、「特別土地保有税」がそれぞれ千八百万円となっています。

この歳入に対し歳出は、民生費（生活保護費、老人医療費、乳幼児医療助成金など）が十億八千二百四十七万三千円、歳出総額に占める割合二十五、四割でもっとも大きく、次に土木費（道路橋梁、都市計画、下水道事業など）の七億九千三百六十七万円、比率十六、七割。教育費五億九千五百六十七万円、十三、九割。総務費五億八千三百四十七万八千円、十三、七割となっています。

昭和四十九年度 補正予算

昭和四十九年度一般会計、各特別会計の補正予算をみてみましょう。

一般会計予算は三億九千五百八十六万三千円が追加されて、昭和四十九年度日向市一般会計予算は四十四億八千六百八十八万円となりました。歳入は、国からの地方交付税が二億五千八百七十三千円交付されたのと財産収入が一億五千四百万円あったのが主なるもので、歳出は、総務費が一億六千万円、普通財産取得費一億四千八百万円が主なるもの。このほかに民生費、商工費、土木費、教育費に所要額が追加されています。

特別会計では、公営住宅事業が四万二千円、国民健康保険事業が五千四百四十万円追加された反面、東部第一土地区画整理事業一千九百万円、曾根土地区画整理事業一千三百六十六万円がそれぞれ減額となっています。



予算

昭和五十年年度日向市一般会計予算は、四十二億五千五百九十一万七千円で、歳入となる財源は、自主財源

（市税、分担金および負担金、使用料手数料、財産収入金など）が十七億五千二百三十五万円、総体の四十一、二割。国に依存する財源（地方交付税、国庫支出金、市起債など）は二十五億三千五百六十六万円、構成比五十八、八割となっています。

この歳入に対し歳出は、民生費（生活保護費、老人医療費、乳幼児医療助成金など）が十億八千二百四十七万三千円、歳出総額に占める割合二十五、四割でもっとも大きく、次に土木費（道路橋梁、都市計画、下水道事業など）の七億九千三百六十七万円、比率十六、七割。教育費五億九千五百六十七万円、十三、九割。総務費五億八千三百四十七万八千円、十三、七割となっています。

条例

条例十件のうち一件は新しく制定されるもので、その他は一部を改正するものです。

新しく制定された条例は「日向市下水道条例」で、昨年からの下水道の工事がはじまったことよって、公共下水道（汚水を処理する下水道）、都市下水道（雨水を排除する水路）の設置、管理、使用などについて必要なことを定めたものです。下水道ができるのは相当さきのことですが、工事に関する事項があるので制定されました。「日向市奨学金貸付基金条例」が改正されて、奨学金が高等学校生徒三千五百円、大学生六千

円になりました。

「重度心身障害児年金条例」等も一部改正されて、障害児への年金が六千円から七千五百円に増額され、重度心身障害者の医療助成金も増額されました。

「墓園条例」、「納骨堂条例」、「国民健康保険条例」も改正されて墓園と納骨堂の管理料が廃止され、国民健康保険に加入している人が死亡したときに支給する葬祭費が四千円から一万円に増額されました。

「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例」、「小災害見舞金及び弔慰金に関する条例」が改正され、世帯主が災害で死亡した場合の弔慰金が五十万円から百万円になり、災害援護資金の貸付限度額、小災害見舞金、

弔慰金も大幅に増額されました。

「市営住宅管理条例」も改正され、入居資格の一部変更、昨年度完成した財光寺大原住宅の家賃が第一種住宅一万三千二百円、第二種住宅九千五百円と決まりました。

次に「公園条例」の改正は、美々津児童遊園ができたのでこの項を加えるものです。

「水道事業給水条例」の一部改正によって、水道のメーター点検料金は各月均等で毎月徴収します。法律の改正によって「消防団員等公務災害補償条例」の一部が改正され、「消防賞じゅつ金条例」も一部改正されて賞じゅつ金額が増額されました。

人事

教育委員会の委員が一名欠けていたので、その後任の委員が選ばれました。新しく委員になったのは、黒木美義さん（江良）で黒木さんは病院事務長をしておられます。

人権擁護委員候補者になる方も法律の定めによって、市議会の意見をきいて推せんしなければなりません。今度選ばれたのは次のかたがたです。

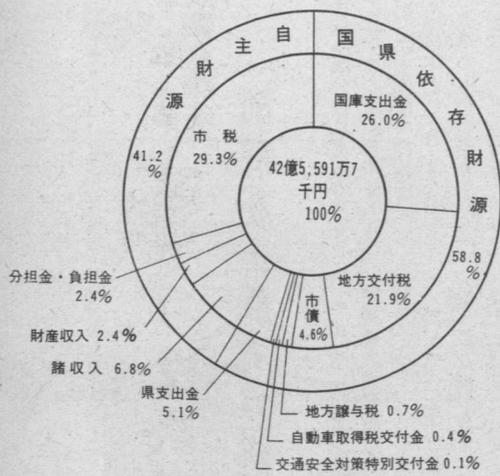
江川正人さん（財光寺）
萩原光治さん（美々津町）
黒木倉吉さん（細島）
安藤泰さん（平岩）
小西美代子さん（北町）

その他の案件

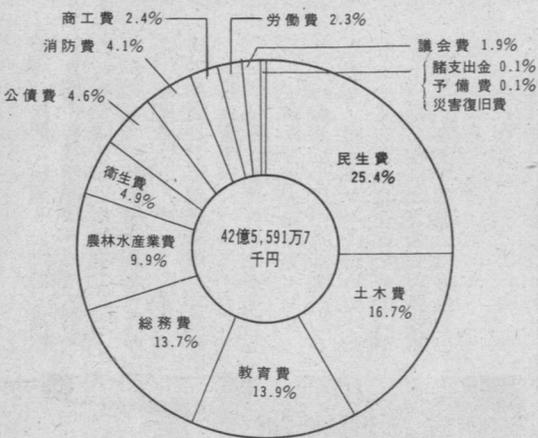
そのほかの議案として専決処分承認が一件、土地改良事業関係の議案が三件あります。うち一件は西川内の農道の変更に係る件、一件は別府、百町原、市ヶ瀬の農道整備事業が県補助事業等のため市営事業からはし廃止するため市営事業からはし廃止するためのもの、もう一件は本年度から新しく事業をするもので、いずれも農道で別府、中村を整備するもの、小原、西川内、百町原を舗装するものとなっています。事業延長は三千五百円。

次は、たゞいま分譲中の大王谷の土地取得に関する件でした。

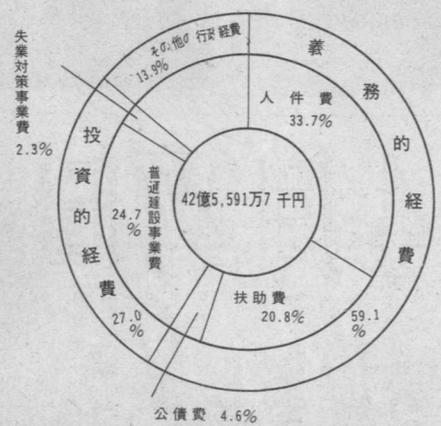
歳入財源の構成



歳出予算の各款別予算内訳



歳出予算の性質別内訳





新入生の慣れない登下校... 加えて行楽期の車の増加など... 四月から五月にかけて交通事故が目だつてふえてきます。

春の交通安全運動

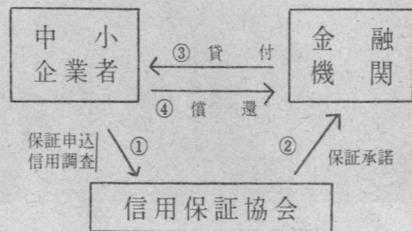
5月12日～5月21日

ことしも「春の交通安全運動」が五月十二日から五月二十一日までの十日間、全国いっせいにあります。こんどの運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主、その他陸上交通に関係あるすべての人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されます。運動の重点は、歩行者、自転車利用者の事故防止、とくに子ども(幼児および小学校児童をいう)と老人を交通事故から守ることを重点に、交通安全を中心とした交通安全のための県民運動を強力に展開します。

日向警察署管内の交通事故発生状況をみると、昨年一年間で二百七十件が発生し死者十九人、負傷者三百五十五人、ことしになって発生件数六十五件、死者四人、負傷者九十五人が出ています。(四月十六日現在) このように、とどまるところを知らない悲惨な交通事故は、私たちの身近かで絶え間なく発生しています。この運動をきっかけに、市民ひとりひとりが事故の恐ろしさ、人命の尊さを確認し、私たちの「まち」から交通事故をなくしましょう。なお、安全運動期間中、本市で実施される主な行事は、つぎのとおりです。

- ▽生活道路網対策の推進
- (2)交通安全教育の充実
- (3)広報活動の推進
- ▽期間中
 - ・腕章などの着用徹底
 - ・街頭指導
 - ・広報車による広報
 - ・道路の環境調査
 - ・老人に対する法令講習
 - ・カーフェリーによる県外車対策
- ▽交通安全会活動の促進
 - ・交通安全講習
 - ・街頭車両検査
 - ・自転車の一っせいで点検整備と法令講習
 - ・学校などに対する交通安全教室
 - ・転落事故防止対策
 - ・衝突事故防止対策
 - ・交通安全推進旗りレーの実施
 - ・ヘルメット着用の徹底

信用保証のしくみ



- ▽この制度を利用できるのは日向市中小企業小口融資制度を存じましょうか。
- ▽この制度は、市内に居住される中小企業のみですが、設備資金や運転資金が必要なとき、それをご融資して地場産業の振興をはかることを主な目的としています。
- ▽また、この制度を広くご利用いただくために融資限度額を今までの百万円から二百万円に引き上げられることになりましたので、事業経営の手助けのためにどうぞご利用ください。
- ▽融資期間 三十六ヵ月以内
- ▽資金の使途 運転資金および設備資金
- ▽償還方法 一括または分割償還
- ▽保証人 二名以上
- ▽貸し付け利率 年八、五割
- ▽信用保証料 市が全額補助
- ▽取り扱い金融機関 宮崎銀行(日向、細島、都農支店)、宮崎相互銀行日向支店、鹿児島銀行日向支店、日向市信用組合(なお、高鍋信用金庫日向支店は、六月中旬以降から取り扱う予定です。)
- ▽受け付け窓口 日向商工会議所または市商工水産課で申し込みを受け付けます。

市の小口融資

融資の額が二百万円に増額されました

有利な条件で借り入れできる「日向市中小企業小口融資制度」を存じましょうか。この制度は、市内に居住される中小企業のみですが、設備資金や運転資金が必要なとき、それをご融資して地場産業の振興をはかることを主な目的としています。また、この制度を広くご利用いただくために融資限度額を今までの百万円から二百万円に引き上げられることになりましたので、事業経営の手助けのためにどうぞご利用ください。

市内各投票所の投票率(県議分)

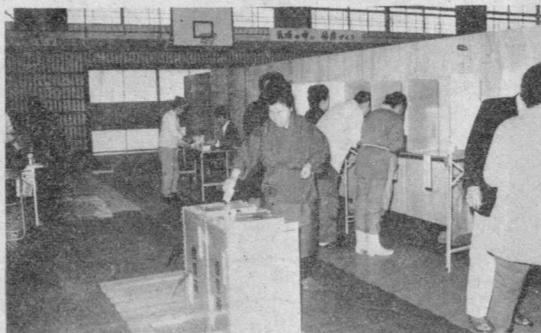
投票所名	名簿登録人員	当日有権者数	投票者数	投票率
勤労青少年体育センター	5,344	5,157	4,155	80.57
下原町公民館	2,716	2,593	2,114	81.53
江良公民館	2,949	2,845	2,331	81.93
曾根公民館	1,279	1,244	1,056	84.89
堀一方公民館	1,143	1,103	934	84.68
細島公民館	1,186	1,128	906	80.32
細島支所跡	776	754	616	81.70
細島保育所	1,131	1,124	880	78.29
畑浦公民館	804	770	643	83.51
亀崎公民館	1,387	1,342	1,128	84.05
梶木公民館	472	455	389	85.49
庄手公民館	626	619	525	84.81
本谷公民館	468	460	399	86.74
西川内公民館	223	222	195	87.84
塩見小学校跡	1,399	1,380	1,188	86.09
奥野公民館	869	858	758	88.34
五十猛神社社務所	2,351	2,298	1,913	83.25
比良町公民館	2,312	2,240	1,932	86.25
切島山公民館	1,820	1,776	1,501	84.52
秋留公民館	345	338	303	89.64
美砂公民館	604	590	501	84.92
南日向公民館	1,161	1,138	1,010	88.75
鶴毛分校	398	395	369	93.42
幸協公民館	613	598	491	82.11
飯谷公民館	155	154	142	92.21
余瀬公民館	102	102	86	84.31
美々津公民館	930	920	746	81.09
駅通り公民館	556	551	469	85.12
高松保育園	618	616	533	86.53
田の原公民館	130	125	101	80.80
合計	34,867	33,895	28,314	83.53%

県知事と県議会議員選挙の投票は、十三日午前七時から午後六時まで、市内三十九所の投票所で行われ、いっせいに進められた。

で、前回(四十六年)に行われた同選挙の投票率を約五割上回りました。とくに、梶木公民館、本谷公民館、西川内公民館、塩見小学校跡、奥野公民館、比良町公民館、秋留公民館、南日向公民館、鶴毛分校

飯谷公民館、駅通り公民館、高松保育園の各投票所は、八十五割をこえるすばらしい投票率でした。このように投票率が高かったのは、有権者ひとりひとりの選挙に対する関心と意識が高かったためと思われまします。また、開票は、午後七時三十分から日向勤労青少年体育センターで行われましたが、開票はぐんぐん進み、同センターに詰めかけた市民や関係者の見守るなかで、午後十一時ごろには、新しい県知事と県議会議員の当落が判明しました。

県知事 選挙の投票率 前回は上回る好成績



投票日は4月27日

もれなく投票しましょう

市議員 議員



観光絵ハガキができました

観光絵ハガキ「南九州の玄関ひゅうが」がこのほどできました。この絵ハガキは、市観光協会が観光PR用に作成したもので、「お倉が浜」、「妙国寺庭園」、「日向市街地風景」、「カーフェリー基地」、「桐の陣から美々津燈台を眺む」、「馬の背絶壁より日向灘を眺む」が、カラーで紹介されています。6枚1組150円。



しめやかに戦没者慰霊祭

ことして第23回目を迎えた戦没者合同慰霊祭は、去る4月3日古城ヶ丘殉国慰霊塔前で、遺族ら多数が出席してしめやかななかにも盛大に行われました。この慰霊塔には、西南、日清、日露戦没26柱、満洲事変戦没9柱、支那事変戦没127柱、太平洋戦争戦没1,202柱の計1,364柱が合祀されています。



日向市駅に「みどりの窓口」

日向市駅（宮本学駅長）に待望の「みどりの窓口」が設置され、21日から営業を始めました。今まで特急や急行の指定券を発売する場合、そのつど大分駅にある乗車券センターに電話で問い合わせなければなりませんでした。それが今後は、全国どこでも瞬間的に有無を確認、その場で発売できることになりました。



- ▽五月十四日 三股病院（午後二時～三時）
▽五月十五日 市役所予防接種場（午後一時三十分～三時）
▽五月二十日 市役所予防接種場（午後一時三十分～三時）
▽五月二十二日 市役所予防接種場（午後一時三十分～三時）
▽五月二十三日 市細島支所（午後二時～三時）
▽五月二十七日 市役所予防接種場（午後一時三十分～三時）
▽五月二十八日 松原公民館（午後二時～三時）
▽五月二十九日 市役所予防接種場（午後一時三十分～三時）
▽五月三十日 江良公民館（午後二時～三時）



小児マヒの生ワクチン投与日程

市保険衛生課では、小児マヒの生ワクチン投与を、つぎの日程で行います。該当者は昭和四十八年十一月一日から昭和五十年一月三十一日まで生まれた赤ちゃんとす。なお、生ワクチンを受ける前後一カ月以内は、現在実施中の種痘日本脳炎の予防接種はできませんので注意してください。（内は実施時間）

交通災害共済

年額六百五十円で五十万円の保障

万一の交通事故に備えて、「日向市交通災害共済」の加入をおすすめします。

この「市交通災害共済」とは交通事故による被害者を市民のみならずの手によって助け合い、万一の場合、共済金を給付する制度です。

▽こんなとき保障されます。

- (1)乗物に乗っていて、衝突、接触、転落等により受けた災害のとき
(2)乗物にはねられたり、ひかれたりして受けた災害のとき
(3)道路通行中に、建造物あるいは工作物が倒れてきたり、その上からの落下物によって受けた災害のとき

掛金と保障

掛金と保障額は別表のとおりですが、最高一口（百万円）まで加入できます。

加入できる人

日向市民であればどなたでも加入できます。

加入の手続きと保障期間

所定の申し込み書に掛金を添えて、市生活課で加入の手続きをしてください。保障期間は掛金を払い込んだ翌日の午前〇時から一年間です。

共済金の請求と必要書類

万一交通事故にあつたら十日以内に市生活課にお知らせください。必要書類は、事故発生通知書、警察の事故証明書、医師の診断書、その他です。その他、くわしいことは市生活課におたずねください。

掛金と保障額

Table with columns for insurance type (C-type), death, injury, hospitalization, and annual fee. It lists amounts for 1 person and 2 people, and includes a 'Remarks' column for death benefits and hospitalization coverage.

※ハイヤー・タクシーの運転中の事故の死亡・障害は50%給付となります。

旧軍人の一時（普通）恩給請求について

旧軍人で実在職年が引き続き三年以上（例 昭和十七年十一月一日入団者は昭和二十年十一月まで昭和十八年四月二十日入団者は昭和二十一年三月まで在職した人でないと権利は発生しない）あり、下士官（兵長は権利がない）として六カ月以上勤務した人で一時（普通）恩給未請求の人は、早めに請求してください。くわしいことは市福祉事務所におたずねください。

戦没者等の妻に対する特別弔慰金請求について

昭和三十八年に二十万円の特別給付金（十年間償還国債）を受給した人は、昭和四十八年に償還が終了、新たに継続分（六十万円国債）を請求した人には特別給付金が支給されています。まだ請求していない人は、早めに手続きをしてください。くわしいことは市福祉事務所におたずねください。

特別弔慰金の請求について

昭和十六年十二月八日以降の戦

「出かせぎ援護協会」に加入しよう

出かせぎ援護協会では、会員の出かせぎ先で災害や事故を受けられたときにつぎの共済援護を行うほか、就労前の安全推進集会、健康診断、相談員の設置、ふるさと便りの送付、就労先での懇談会等のあらゆる援護事業を行なっております。

（共済援護の種類）

- ①弔慰金（死亡） 二十万円
②見舞金（傷病休業）
③二万円（一カ月以上三カ月の場合）
④三万円（三カ月以上六カ月の場合）
⑤五万円（六カ月以上の場合）

- ⑥十万円（不具廃疾の場合）
⑦貸金不払いの一時立て替え
⑧会員加入の申し込みは、会費三百円（年額）を添えて日向公共

大王谷住宅用地を分譲中です

広報ひゅうがが十二月号でお知らせしましたが、大王谷の分譲地整備工事のすべてが完成しました。現在までに七十一区画の分譲が行われておりますが、残りの全区画（百八十区画）については、ただいま分譲中です。ご希望のかたは、つぎの要領により早めに申し込んでください。

原則として一人一区画です。

▽申し込み者の資格は、「自宅を建築する見込みのもの」です。
▽宅地の価格は、一平方メートル一万二千七百六十円（坪当たり四万二千八百八十円）で、一区画の面積は、おおよそ三百三十平方メートル（百坪）です。

▽上下水道が完備し、ガス（プロパン）は共同の供給設備がしてあります。もちろん道路は全部舗装されています。

▽購入代金の分割払い希望者は、「宅地購入ローン」（三百万円まで）が利用できます。

▽受け付けは、四月二十一日からです。

▽受け付け（申し込み）場所は、日向市役所内、日向土地開発公社（電話②二二二番 内線六二二）です。



おしらせ

計量器の定期検査

ことしの計量器定期検査は、つぎの日程で行われます。取引、証明などに使用する「はかり」は必ず検査を受けてください。

- ▽五月六日 市美々津支所 (午前10時～午後四時)
- ▽五月七日 市細島支所 (午前九時～午後三時)
- ▽五月八日 市役所車庫 (午前九時～午後四時)
- ▽五月九日 市役所車庫 (午前九時～午後四時)

ねずみくじ

当せん番号

さきに行いましたねずみくじの運動の賛助券当せん番号が、つぎのとおり決まりました。お手もとの番号とみくらべてください。

- ▽五千円相当の賞品は、下四ケタの数字がつぎの番号の券
- 五〇六九、五九二九、六六〇六

七九六九、九七二二
▽千円相当の賞品は、下三ケタの数字がつぎの番号の券

一六七、二九七、三七九、五七六、九五九
なお、賞品引き換えは賛助券に記載のとおり、裏面に住所、職業氏名を記入した当せん券を市保険衛生課までご持参ください。
引き換え期限は五月末まで、期限後と券紛失の場合は、券記載のとおり無効になります。

確定申告

間違っていたときは

昭和四十九年分の所得税の確定申告の受け付けは三月十五日で終了しました。しかし、税務署に申告をした後で、内容が間違っていたことに気づかれた場合は、それを正しい金額に訂正することができます。

- ①所得や税額の計算を間違って、税金を納めすぎたり、保険料控除や扶養控除などをもらしていたため、余分に税金を納めていた場合、または還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、申告書の提出期限から一年以内、つまり来年の三月十五日までに「更正の請求」をすることが出来ます。
- ②所得や税額の計算を間違って、納めた税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことがわ

かつたときは、「修正申告」をして正しい金額に訂正することができます。

●「更正の請求」、「修正申告書」の用紙は、延岡税務署にあります。

老人医療費受給者証の更新手続きについて

現在交付している老人医療費受給者証(黄色のカード)は、七月一日から使用できなくなります。市福祉事務所では、各該当者あてにハガキで更新手続きの通知をいたしますので必ず更新してください。この手続きをしないと医療費等が無料になりませんのでご注意ください。

なお、更新の際は、加入している医療保険証、印かん、通知書(ハガキ)をご持参ください。

国勢調査の標語とポスターを募集

総理府では、本年十月一日に行われる「国勢調査」を広く知らせるためのポスターと標語を募集します。

ポスターは、A2判またはB2判の用紙を使い「国勢調査」、「昭和五十年」、「十月一日」、「総理府統計局」の文字を必ず入れてください。色彩は自由です。

標語は、官製ハガキを使い、一枚に一点のみ記入してください。締め切りは、いずれも五月二十六日、ポスター(一般の部)特選には副賞二十五万円が贈られるのをはじめ、多くの賞品が用意されています。応募作品の送付先は、東京都牛込局区内、総理府統計局その他、くわしいことは総理府統計局国勢統計課におたずねください。

郵局の一二五番(電報受付)は大安日や週末などは非常にこんでおります。

電報ご利用の際は、早めにお申し込みください。十日前から予約受け付けております。(日向電報電話局)

事業所統計調査にご協力を

五月十五日には、全国いっせいに「事業所統計調査」が実施されます。調査員が事業所を訪問し、名称、所在地、事業の種類、従業者の数などについておたずねします。

調査したことがらは、統計を作る目的にだけ用いられ、徴税など申告者の不利益になるようなことに使われることは絶対ありません。みなさんのご協力をお願いいたします。

お祝い電報のご利用について

結婚式などのお祝い電報はもらうてうれいものです。世の中が進歩するにつれ、電報を利用されるかたが目だつてふえ

休日在宅医

五月中

- ▽五月三日 和田病院 (電話②二〇四五番)、滝井医院 (電話②二四〇九番)、大平医院 (電話②三三七番)
- ▽五月四日 三股病院 (電話⑧〇三四番)、今給黎医院 (電話②二四五九番)、東医院 (電話門川②二八〇〇番)
- ▽五月五日 樋口病院 (電話門川③一〇三六番)、稲原医院 (電話②二一九番)、吉田医院 (電話③四四〇一番)
- ▽五月十一日 千代田病院 (電話③七一一番)、柳田医院 (電話②二九五〇番)、田中病院 (電話門川③一四四六番)
- ▽五月十八日 二木医院 (電話③四四六八番)、吉森医院 (電話③四〇四六番)、協和病院 (電話③二八〇六番)
- ▽五月二十五日 橋口医院 (電話③二六〇〇番)、永田医院 (電話③三三八番)、田中医院 (電話③二五一五番)